

海老名都市計画生産緑地地区の変更（海老名市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約21. 8ha	上今泉二丁目地内において、箇所番号10の区域を廃止 上郷一丁目地内において、箇所番号26の区域を廃止 今里三丁目地内において、箇所番号87及び96の区域を廃止 大谷北二丁目地内において、箇所番号108の区域を縮小 大谷北二丁目地内において、箇所番号125の区域を廃止 大谷南三丁目地内において、箇所番号162の区域を拡大 杉久保北二丁目地内において、箇所番号232の区域を廃止 杉久保南二丁目地内において、箇所番号237の区域を廃止

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

箇所番号 10、87、96、125、232 及び 237 については、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡したことを事由として生産緑地の買取りの申出が行われたが、申出の日から起算して三月以内に所有権の移転が行われず、行為の制限が解除されたため、区域を廃止する。

箇所番号 26 については、申出基準日以後に生産緑地の買取りの申出が行われたが、申出の日から起算して三月以内に所有権の移転が行われず、行為の制限が解除されたため、区域を廃止する。

箇所番号 108 については、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が故障したことを事由として生産緑地の買取りの申出が行われたが、申出の日から起算して三月以内に所有権の移転が行われず、行為の制限が解除されたため、区域を縮小する。

箇所番号 162 については、火災の延焼防止等の防災または減災の効果が認められ、かつ、街区公園に準じる緑地効果が期待できるなど、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していることから、区域を拡大する。

以上、9 箇所において、本案のとおり変更する。